

函館市告示第464号

函館市企業局告示第23号

函館市病院局告示第2号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定により，令和5年度および令和6年度において，本市，企業局または病院局（以下「本市等」という。）が発注する工事または製造の請負，物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札または指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので，その基本となるべき事項ならびに資格審査の申請の時期，申請の方法および審査基準日について，次のとおり告示する。

令和4年12月12日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市公営企業管理者

企業局長 田畑 浩 文

函館市公営企業管理者

病院局長 氏家 良 人

1 競争入札に参加しようとする者の資格に係る基本となるべき事項

(1) 競争入札に参加できない者

次のアからウまでのいずれかに該当する者は，特別な理由がある場合を除き，競争入札に参加することができない。

ア 政令第167条の4（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）第1項各号のいずれかに該当する者

イ 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者

ウ 次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当する者

(ア) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）
第7条に規定する入札参加除外者等

(イ) 函館市企業局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日
施行）第7条に規定する入札参加除外者等

(ウ) 函館市病院局暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日
施行）第7条に規定する入札参加除外者等

(2) 契約の種類による資格要件

次に掲げる契約に係る競争入札に参加しようとする者は、ア(イ)に定める場合を除き、次項第3号に定める審査基準日において、次のそれぞれに定める要件を満たしていなければならない。

ア 建設工事の請負契約

(ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高があるものであること。

(イ) 資格審査の申請の日において、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査で、令和3年9月2日以降の決算日に係る総合評定値通知書を有する者であること。ただし、総合評定値通知書を請求した者で、資格審査の申請の日において当該通知を受けていない者にあつては、令和5年2月28日までに当該通知書の写しを提出できる場合は、この限りでない。

(ウ) 次に定める届出をしていない者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

a 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

b 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

c 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

イ アに掲げる契約以外の契約で、その契約に係る営業に関し許可、

免許，登録等を要するもの

次に掲げる契約ごとにそれぞれ定める登録等を受けている者で当該登録等を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでおり，かつ，その事業の事業高があるものであること。

(ア) 建築物の設計に係る契約

建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所または2級建築士事務所についての登録

(イ) 測量に係る契約

測量法（昭和24年法律第188号）による登録

(ウ) 地質調査に係る契約

地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録

(エ) 土木建築に関する工事の設計，監理，調査，企画，立案等に係る契約

建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録

(オ) 公共事業の補償業務に係る契約

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）による登録

(カ) その他営業に関し，許可，免許，登録等を要するものに係る契約

当該営業に係る許可，免許，登録等

ウ アまたはイに掲げる契約以外の契約

引き続き1年以上その事業を営んでおり，かつ，その事業の事業高があること。

(3) 本市等が発注する工事等の種類の区分別表のとおり

(4) 資格審査

ア 競争入札に参加しようとする者の資格は，提出された申請書およびその添付書類について審査し，決定する。この場合において

次のいずれかに該当する者については，特別な理由がある場合を除き，資格を与えないものとする。

- (ア) 経営状態が著しく悪いと認められる者
- (イ) 故意に虚偽の内容を記載した者または資格審査に必要な重要な事実を記載しなかった者
- (ウ) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者

イ 建設工事の競争入札に参加しようとする者の資格は，次に掲げる事項について審査し，決定する。この場合において，土木一式工事，建築一式工事，電気工事，管工事，鋼構造物工事，舗装工事および造園工事の競争入札に参加しようとする者の資格については，当該事項について行った審査の結果により算出した総合数値により，別に定める当該工事の種類ごとの工事予定価格の区分に対応する等級に格付けをするものとする。

- (ア) 客観的審査事項
 - a 経営規模
 - b 経営状況
 - c 技術力
 - d その他の審査項目（社会性等）

- (イ) 主観的審査事項

工事施工に対応する建設業の許可区分，技術者数，工事施行成績評定点，防災協定締結，若年者雇用，障がい者雇用，保護観察対象者等の就労支援および男女共同参画等への取組等

ウ 測量業務の競争入札に参加しようとする者の資格は，次に掲げる事項について審査し，決定する。この場合において，当該業務の競争入札に参加しようとする者の資格については，当該事項について行った審査の結果により算出した総合数値により，別に定める業務予定価格の区分に対応する等級に格付けをするものとする。

- (ア) 年間平均実績高

- (イ) 自己資本額
- (ウ) 有資格者の数（技術力）
- (エ) 営業年数
- (オ) 委託業務施行成績評定点

(5) 資格の消滅

ア 競争入札の参加資格を有する者で、次のいずれかに該当することとなった者は、その資格は、消滅するものとする。

- (ア) 第1号に規定する者
- (イ) 第2号に掲げる資格要件を失った者
- (ウ) 競争入札参加資格を辞退する旨の申請を行った者
- (エ) 倒産または破産等により、前号の申請が行われる見込みがないと認められる者

イ ア（ア）または（エ）に該当し資格が消滅した場合には、その旨を当該有資格者に通知するものとする。

2 資格審査の申請の時期、申請の方法および審査基準日

(1) 申請の時期

ア 第1次受付

令和5年1月10日から同年2月10日まで（日曜日、土曜日および国民の祝日を除く。）

イ 第2次受付

令和6年1月29日から同年2月16日まで（日曜日、土曜日および国民の祝日を除く。）

ウ 特に市長が必要と認めた場合における申請の時期は、市長の指定する日とする。

(2) 申請の方法

資格の審査を受けようとする者は、別に市長が定める書類を添付した所定の申請書を提出しなければならない。

(3) 申請基準日

ア 第1次受付

令和5年1月1日

イ 第2次受付

令和6年1月1日

別表

(1) 建設工事の種類区分

番号	区 分	番号	区 分
1	土木一式工事	1 6	ガラス工事
2	建築一式工事	1 7	塗装工事
3	大工工事	1 8	防水工事
4	左官工事	1 9	内装仕上工事
5	とび・土工・コンクリート工事	2 0	機械器具設置工事
6	石工事	2 1	熱絶縁工事
7	屋根工事	2 2	電気通信工事
8	電気工事	2 3	造園工事
9	管工事	2 4	さく井工事
1 0	タイル・れんが・ブロック工事	2 5	建具工事
1 1	鋼構造物工事	2 6	水道施設工事
1 2	鉄筋工事	2 7	消防施設工事
1 3	舗装工事	2 8	清掃施設工事
1 4	しゅんせつ工事	2 9	解体工事
1 5	板金工事		

(2) 測量業務等の業種の区分

番号	区 分	番号	区 分
1	測 量	4	補償関係コンサルタント
2	建築関係コンサルタント	5	地質調査
3	土木関係コンサルタント		

(3) 物品供給等の業種の区分

番号	区 分	番号	区 分
1	物品供給	4	不用品回収
2	リース・レンタル	5	業務委託
3	役 務		

函館市告示第118号

函館市企業局告示第11号

函館市病院局告示第4号

令和4年函館市告示第464号，函館市企業局告示第23号および函館市病院局告示第2号（令和5年度および令和6年度一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）第1項第4号イの規定により，工事の種類ごとの工事予定価格の区分に対応する等級を次のとおり定めたので，公示する。

令和5年4月1日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市公営企業管理者

企業局長 田畑 浩 文

函館市公営企業管理者

病院局長 氏家 良 人

等級 種類	A 級	B 級	C 級	D 級
土木一式工事	6,000万円以上	3,500万円以上 6,000万円未満	1,500万円以上 3,500万円未満	1,500万円未満
建築一式工事	8,000万円以上	4,500万円以上 8,000万円未満	2,000万円以上 4,500万円未満	2,000万円未満
電気工事	1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	
管工事	1,800万円以上	500万円以上 1,800万円未満	500万円未満	

鋼構造物工事	1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未満	500万円未満	
舗装工事	5,000万円以上	2,500万円以上 5,000万円未満	2,500万円未満	
造園工事	1,000万円以上	500万円以上 1,000万円未満	500万円未満	

備考 舗装工事については、直近上位の等級に格付けされた有資格業者のうちからも指名できるものとする。

函館市告示第119号

函館市企業局告示第12号

函館市病院局告示第5号

令和4年函館市告示第464号，函館市企業局告示第23号および函館市病院局告示第2号（令和5年度および令和6年度一般競争入札または指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）第1項第4号ウの規定により，測量業務の業務予定価格の区分に対応する等級を次のとおり定めたので，公示する。

令和5年4月1日

函館市長 工藤 壽 樹

函館市公営企業管理者

企業局長 田畑 浩 文

函館市公営企業管理者

病院局長 氏家 良 人

等級 種類	A 級	B 級
測 量 業 務	200万円以上	200万円未満